

## 「北谷町教育の日」制定について（方針）

### 1 制定に向けた趣旨等

平成26年4月、沖縄県は「学力問題、家庭教育等の課題を克服し、人材を育成するためには、県民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもと、本県教育の充実と発展を図る必要がある」として、「美ら島おきなわ教育の日を定める要綱」を制定している。

本町においても、「豊かな心と夢あふれる 教育・文化・スポーツのまち」の実現に向け、町民の教育に対する意識と関心を高め、家庭、地域、学校及び行政が連携し、町民全体で教育に関する取組を推進するため、北谷町教育の日を定めるものとする。

### 2 北谷町教育の日及び教育月間の設定

- (1) 北谷町教育の日を、2月第1土曜日する。
- (2) 教育の日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、毎年2月を教育月間とする。
- (3) 2月選定理由

ア 従前から1月又は2月に開催している「北谷町生涯学習まつり」は、当該年度1年間の取り組み成果を発表する機会として町民に広く認知されている。教育の日及び月間を生涯学習まつりの時期と重ねることで、町民への周知、意識の醸成が図りやすいと考えられる。

イ 現在6月に開催している「教育委員会表彰」を年度末である2月に開催することにより、被表彰者の当該年度の活動、功績等を年度内に表彰し、町民、関係機関に広くお知らせすることができるとともに、被表彰者の新年度からの新たなスタートの契機とすることができます。

ウ その他既存事業の当該期間への集約等により、各々の1年間の集大成としての発表等として位置づけることができる。

（例）学力向上実践推進大会等

### 3 教育の日及び教育月間における取組の考え方

町民の意識と関心を高め、町民全体で教育に関する取組を推進するためには、現在開催時期が分散している主催事業等を集約し、広報効果を高める必要があることから、既存事業の当該期間への集約や事業内容の転換等により、当該趣旨・目的に沿った取り組みを実施するものとする。

### 4 北谷町教育の日施行年度

北谷町教育の日の施行については、令和2年度施行とする。

## 5 今後のスケジュール

令和元年度 庁議報告、関係機関へのお知らせ

令和2年度 例規制定(要綱)、広報・周知、教育の日施行、記念大会その他各種事業開催

## 6 添付資料

- (1) 事業集約後スケジュールイメージ (資料1)
- (2) 北谷町教育の日制定に係る調整の経緯 (資料2)

## 教育の日施行後 スケジュールイメージ

日	曜	教育委員会事務局等	学校	プラザ・図書館	町長部局	※令和3年1月・2月カレンダーを基に作成 備考
8	金					
9	土					
10	日	成人の日 北谷町成人式(夜間該当指導含む。)				
11	火					
12	水					
13	木					
14	金	夜間街頭指導				
15	土	北谷町トリムマラソン				
16	日	月				
17	火					
18	水					
19	木					
20	金	北谷中修学旅行(R1実績から) 北谷中修学旅行(R1実績から) 北谷中修学旅行(R1実績から)				
21	土					
22	日					
23	火					
24	水					
25	木	月				
26	金					
27	土	火				
28	日	水	第3回生徒指導訪問 (9:30桑江中 11:00浜川小)(R1実績から)			
29	火	木	第3回生徒指導訪問 (9:30北玉小 12:00北谷中)(R1実績から)			
30	水	金				
31	木	土				
1	金	月	第3回生徒指導訪問 (9:30第ニ小 11:00北谷小)(R1実績から) 各学校実施事業である学力向上月齢を町教委施策の一環として実施する。(1月間)また、実績報告会を2月前後に位置付けることは可能。			
2	土	火				
3	日	水				
4	火	木	教育委員会表彰(案)			
5	水	金	北谷町生涯学習まつり(案) (表彰)			
6	木	土	北谷町生涯学習まつり(案)			
7	金	日				
8	土	月				
9	日	火				
10	月	水				
11	火	木	建国記念日			
12	水	金				
13	木	土	おきなわマラソン			
14	金	日				
15	土	月				
16	火					
17	水					
18	木					
19	金		夜間街頭指導			
20	土	土				
21	日	日				
22	火	月				
23	水	火				
24	木	水	天皇誕生日			
25	金	木				
26	土	金				
27	日	土				
28	火	日	郷土劇 丘の一本松(仮)			

※既存事業で教育の日を「冠する」ものとする事業を赤色、開催時期変更又は内容変更是青色(他機関への依頼含む。)

※給食センター 給食だより(教育の日特別号)取り組み調整

※生涯学習まつりを令和2年度から2月第1土日に変更予定

※子ども劇团NIRAIは、過去14年間11月開催のため、要調整(開催時期変更不可の場合もあり得る)

## 北谷町教育の日制定に係る調整の経緯

- 1 平成 31 年 1 月 11 日（金）  
教育長、教育委員会管理職及び担当係長  
平成 32 年度制定に向け事務調整を進めることに同意
- 2 令和元年 9 月 19 日（木）  
教育長、教育委員、教育次長、教育総務課長及び担当係長  
教育の日制定に向けた意見交換を実施。  
11 月案と 2 月案で調整・検討をすすめるよう指示
- 3 令和元年 10 月 21 日（月）  
令和元年 11 月 8 日（金）  
教育長、教育次長、教育総務課長及び担当係長  
2 月案に係る調整結果報告し、内容についておおむね了承  
2 月案の学校（児童生徒）への影響の有無について、確認するよう指示
- 4 令和元年 11 月 21 日（木）  
教育長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長及び担当係長  
2 月案の学校への影響の有無について確認  
2 月を事務局案とし、教育委員との意見交換に臨むことを了承
- 5 令和元年 11 月 27 日（水）  
教育長、教育委員、教育次長、教育総務課長及び担当係長  
11 月案と 2 月案について改めて説明し、2 月を事務局案とする旨提案  
事務局案についておおむね了承
- 6 令和元年 12 月 6 日（金）  
教育委員会部課長会議にて報告
- 7 令和元年 12 月 11 日（水）  
教育委員会議にて、方針決定
- 8 令和 2 年 1 月 7 日（火）  
庁議にて報告
- 9 令和 2 年 3 月 25 日  
総合教育会議にて協議・調整